

ペット飼育規約

第1条（目的）

本規約は、貸主または管理会社と借主が賃貸借契約を結ぶにあたり、本物件においてペットを飼育する場合に必要な事項を定めるとともに、居住者同士及び居住者と近隣住民との安全・衛生等に配慮し、物件の保全及び良好な賃貸借関係の維持を図ることを目的とする。

第2条（飼育可能条件）

- ペットの飼育を希望する者（以下飼育者という。）はペット飼育申請書（飼育するペットの最新の写真を添付）、ペット飼育に関する同意書、法律で定められている予防注射及び東特が行われていることを証明する書類を提出し、貸主又は管理会社の許可を受けなければならない。
- ペット飼育の許可を受けた飼育者は、入居中にペットを飼育しなくなった場合は、ペット飼育終了届を管理会社に提出しなければならない。

第3条（飼育可能なペット）

飼育可能なペットは、安全衛生面で問題のない動物を前提とし原則、犬、猫、小動物（ウサギ、小鳥、観賞用小魚等）とし、貸主、又は管理会社が認めた動物とする。

第4条（飼育者義務）

- ペットには各種伝染病の予防ワクチン（年1回の狂犬病の予防注射を含む）の接種を受けさせること。
- ペットが、人又は他のペットに感染する恐れのある病気に感染した場合は、伝染の恐れがなくなるまで本物件へのペットの入室を禁止するとともに貸主又は管理会社に報告をし、指示を受けること。

第5条（遵守事項）

- ペットを自己の専用部分の室内で飼育するか、貸主、借主両方が合意した場所で飼育するものとし、放し飼いにしないこと。
- 自己の居室以外で、本件ペットに餌や水を与えたり、排せつをさせないこと。万が一排せつした場合は、糞便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末をすること。
- ペットの異常な鳴き声や糞尿等から発生する悪臭等で近隣に迷惑をかけないようにすること。
- 自己の居室以外、バルコニー、駐車場、その他共用部分で、本件ペットの毛や羽の手入れ、ケージの掃除等を行わないこと。
- ペットの毛の手入れ、ケージの掃除等を行う場合は、必ず窓を閉める等して、毛の飛散を防止すること。
- ペット及び飼育環境は常に清潔に保つとともに、健康管理、疾病の予防、ノミ・ダニ等害虫の発生防止すること。
- 販売を目的としたペットの飼育を行わないこと。
- ペットには、避妊、去勢手術等の繁殖制限を行う用に努めること。
- 屋外に出したペットは必ず足を洗った後に建物に入れるようにすること。
0. ペットの手入れ（シャンプー、入浴、ブラッシング等）は、指定場所で行い、バルコニー、駐車場、エントランス等の共用部分では行わないこと。
1. 不慮の事故の発生を防ぐ為、一般来訪者がペットに対して不用意な行動をとらないよう、賃借人は配慮すること。
2. 廊下、階段、エレベーター等共用部分ではリードを短く持ち、犬の同乗者の反対側に付け移動すること。

第6条（不在時の措置）

飼育者は、一日以上不在にする場合、本件ペットを同行又は第三者に預ける等の手段を講じること。

第7条（ペットが死亡した場合の処理）

飼育者は、ペットが死亡した場合、ペット霊園に葬る等、その死体を適切に処理をしなければならない。

第8条（ペットの預かり等）

賃借人は、一時的であるか否かにかかわらず、第三者からペットを預かることができない。

第9条（飼育者の損害賠償責任）

ペットによる破損、汚損、傷害等が発生した場合は、賃借人がその責任を負うとともに、損害賠償、原状復旧等すみやかに誠意をもって解決を図ること。

第10条（退去時の原状回復）

賃貸借契約の終了により、貸室の明け渡すときは、ペット飼育による建物の床・壁等の破損、汚損、変色が認められる場合は、張替、取替、クリーニング（消毒を含む）等を行い、入居前の状態に回復するものとし、それに要する費用は全額借主負担とする。

第11条（飼育者以外の入居）

賃借人は、本物件はペットの飼育が出来る建物ですが、ペットを飼育しない賃貸借も入居することを承諾の上、入居するものとする。

第12条（飼育の取消）

貸主又は管理会社は、飼育者がこの規則に違反し、他人に危害又は迷惑をかけた場合には、飼育を禁止することができる。

ペット飼育規約の各条項に同意し、遵守することを誓います。

万一、これに違反した場合は、ペットの飼育を禁止あるいは建物の明渡しを請求されても異議なく従います。

平成 年 月 日

物 件 名 称

号室

賃 主（甲）

住 所

氏 名

印

借 主（乙）

住 所

氏 名

印

管 理 会 社

住 所 広島市中区宝町 10-5 **hiroshima whole house1F**

氏 名

株式会社クリエイト企画

印